

議案 31 議案 32 専決処分の承認

令和 8 年度地方税制改正に伴う税賦課徴収条例・都市計画税条例の一部改正の概要

■納税環境整備に関するもの

【施行日：令和 8 年 4 月 1 日】

○軽自動車税環境性能割の廃止に伴い規定を整備したもの

（成田市税賦課徴収条例第 17 条の 3 及び第 19 条関係）

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い軽自動車税環境性能割に関する条文を削除。軽自動車税種別割の名称を軽自動車税とする改正を行ったもの

■個人市民税に関するもの

【施行日：令和 8 年 4 月 1 日】

○所得割の課税標準

（成田市税賦課徴収条例第 33 条関係）

特定大口株主配当等の特定配当等への追加をしたもの

○地方税法附則第 5 条の 4 の削除及び附則第 5 条の 4 の 2 の改正に伴うもの

（成田市税賦課徴収条例附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 関係）

住宅借入金等特別税額控除の規定の改正に伴い、対応する成田市税賦課徴収条例の規定を同様に改正したもの

○肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第 8 条関係）

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年間延長したもの

○成田市税賦課徴収条例附則第 7 条の 3 の削除に伴うもの

（成田市税賦課徴収条例附則第 8 条他関係）

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第 17 条の 2 関係）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を 3 年間延長したもの

■軽自動車税に関するもの

【施行日：令和８年４月１日】

○軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の削除等

（成田市税賦課徴収条例第７０条他関係）

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い，その関連する規定を削除し，又は種別割の名称を軽自動車税に改めること等に伴う整備を行ったもの

○軽自動車税にかかるグリーン化特例に関する規定の整備等

（成田市税賦課徴収条例附則第１６条及び第１６条の２関係）

軽自動車税にかかるグリーン化特例の一部延長及び一部終了に伴う規定の整備並びに軽自動車税環境性能割の廃止等に伴う規定の整備を行ったもの

○軽自動車税に関する経過措置

（成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例附則第６条関係）

地方税法の改正により軽自動車税の種別割の標準税率が引き上げられたことに伴い，平成２７年４月１日以後初めて車両番号の指定を受ける軽四輪車等の税率を引き上げる改正に係る経過措置について，軽自動車税環境性能割の廃止に伴い規定を整備したもの

環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止。
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当。 ※令和8年度地方特例交付金:1,892億円

環境性能割の概要

〔課税のタイミング〕

〔課税標準〕

〔税率〕

自動車の取得(購入時)

自動車の取得価額

×

0%～3%

〔燃費基準達成度等に応じて決定〕
軽自動車は当分の間0～2%

(自家用乗用車の税率)

車 種	税率区分	自動車税	軽自動車税
電気自動車、 プラグインハイブリッド車 等	非課税	すべて	
ガソリン車、石油ガス車、 ディーゼル車 (いずれもHVを含む)	非課税	2030年度燃費基準 95% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～
	1%	85% 達成～	75% 達成～
	2%	75% 達成～	
	3% (軽は2%)	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

■固定資産税等に関するもの

【施行日：令和８年４月１日】

○地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の削除

（成田市税賦課徴収条例附則第１０条の２関係）

固定資産税の課税標準の特例として条例で定める通称わがまち特例に係る対象（再生可能エネルギー発電設備）が削られたこと等により規定を整備したもの

○引用する条文の項ずれに伴う規定の整理を行うもの

（成田市税賦課徴収条例附則第１０条の２及び第１０条の３並びに成田市都市計画税条例附則第２項から第５項まで及び第１８項関係）